



計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

総務省統計局の推計人口（令和2年9月15日時点）によると、わが国では、65歳以上の人口は3,617万人を超えており、総人口1億2,586万人の28.7%と過去最高になっています。高齢者数は令和24年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

また、平均寿命が延びるに伴い、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮き上がり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症※高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国は、令和7年(2025年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム※）の一層の推進を図ることとしています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることによって住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創る社会「地域共生社会※」の実現が求められています。

このような状況を背景に、国の社会保障審議会介護保険部会では、第8期計画において重点的に取り組むべき項目として、次の5つをあげています。

1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）
3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
4. 認知症「共生」・「予防」の推進
5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

可児市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代※が75歳になる令和7年(2025年)を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を深化※、推進します。

なお、令和2年から新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、介護サービス※についても影響を受けたことを含めて記載します。

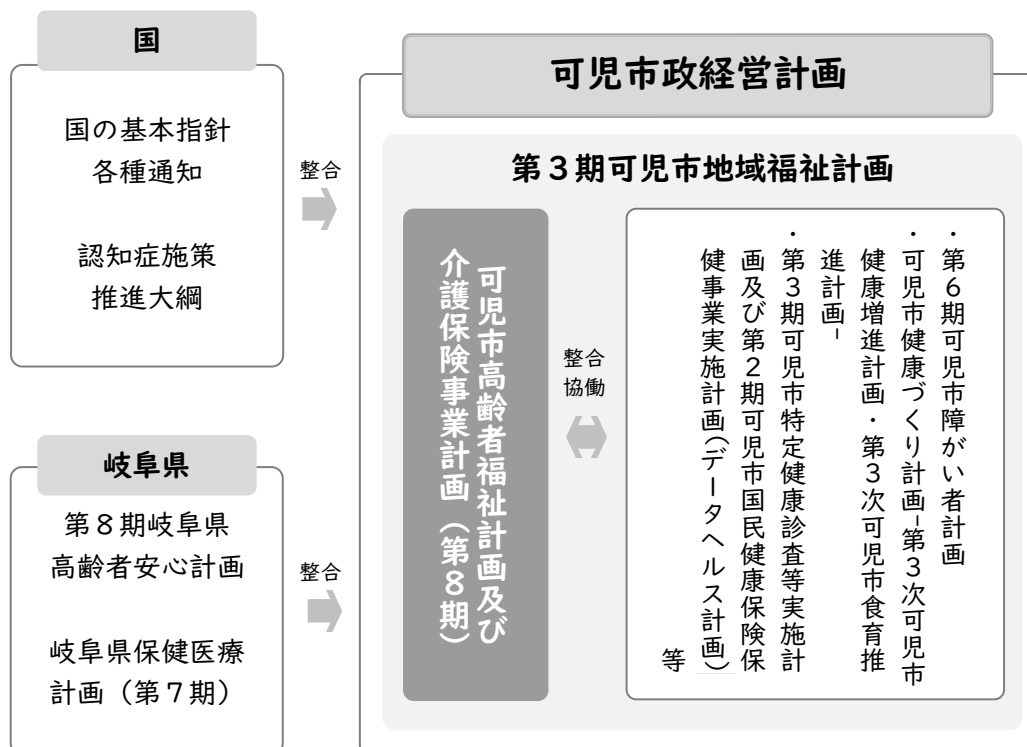
本計画書の文中において、「※」印がついている用語は、巻末に説明をつけています。（同じ用語が複数回出てくる場合は、初出のものだけに印をつけています。）

2 計画の位置付け

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき策定するものです。本市では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

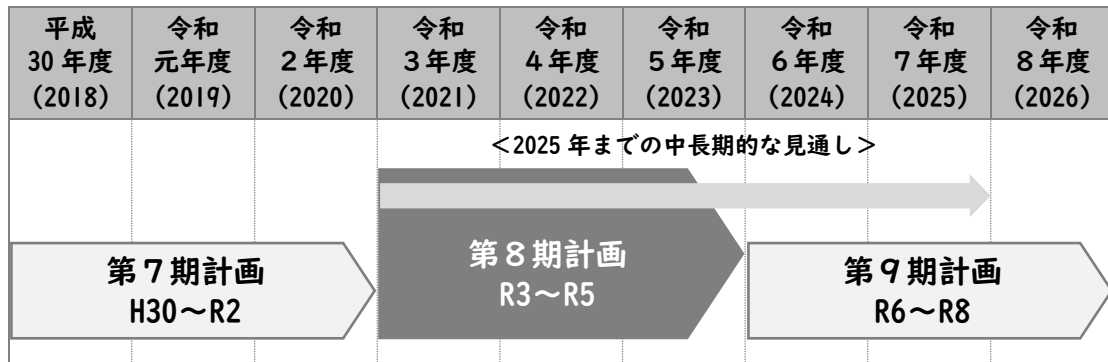
本計画は、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を持ったものとしします。

「地域共生社会」の実現に向けて、「第3期可児市地域福祉計画」の理念をベースとして、「第6期可児市障がい者計画」「可児市健康づくり計画-第3次可児市健康増進計画・第3次可児市食育推進計画-」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



3 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 第8期計画のポイント

国の示す第8期介護保険事業計画の基本指針においては、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実することが示されています。

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和7年(2025年)は団塊の世代と呼ばれる方たちが75歳以上、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、支援を必要とする人がさらに増加することが見込まれており、そうしたことを踏まえた整備が必要となってきます。

(2) 地域共生社会の実現

誰もが住み慣れた地域で、世代や分野を超えてつながり、暮らしや生きがいとともに充実させながら、安心して暮らせる社会を目指していくことが重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業※等の効果的な実施）

超高齢化社会を迎え、健康寿命の延伸を図ることが求められており、そのために、健康づくりと介護予防の取り組みを一体となって実施していくことが求められています。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

介護需要の受け皿的役割を担っている有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は、「自宅」と「介護施設」の中間に位置付けられることが増えており、県と市が情報連携の強化を図っていくことが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の方のさらなる増加が見込まれることから、令和元年6月に国がとりまとめた認知症施策推進大綱に沿った取り組みを進めることが求められます。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

地域包括ケアシステムを推進していくために、質の高い人材を安定的に確保していくことが重要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、そうした状況下における応援体制などを整えていくことが求められています。